

当社のソルベンシー・マージン比率(令和8年3月期 第1四半期)

(単位:百万円)

	当第1四半期会計期間末 (令和7年6月30日)	前事業年度末 (令和7年3月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	11,419	11,254
資本金又は基金等	8,221	8,187
価格変動準備金	15	14
危険準備金	0	0
異常危険準備金	3,312	3,259
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	△ 293	△ 358
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	163	150
(B) リスクの合計額	1,060	1,084
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	794	818
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	0	0
資産運用リスク (R ₄)	384	390
経営管理リスク (R ₅)	26	27
巨大災害リスク (R ₆)	150	150
(C) ソルベンシー・マージン比率		
$[(A) \div \{(B) \times 1 \div 2\}] \times 100$	2,154.4%	2,075.9%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
なお、当第1四半期会計期間末の金額および数値は、巨大災害リスクの計算の基礎となる値の一部を前事業年度末と同値とみなすなど、計算の一部を簡便化して算出しております。

＜ソルベンシー・マージン比率＞

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額: 表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(「一般保険リスク」…表のR₁、「第三分野保険の保険リスク」…表のR₂)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
 - ② 予定利率上の危険(「予定利率リスク」…表のR₃)
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(「資産運用リスク」…表のR₄)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(「経営管理リスク」…表のR₅)
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および下記⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(「巨大災害リスク」…表のR₆)
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・ 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。